

売却区分番号	広島局196-1		
見積価額	23,870,000円	公売保証金	2,400,000円
財産の表示	<p>1 所在 広島市安佐南区長楽寺三丁目 地番 212番261 地目 宅地 地積 257.64平方メートル</p> <p>2 (主である建物の表示) 所在 広島市安佐南区長楽寺三丁目 212番地261 家屋番号 212番261の2 種類 居宅 構造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 86.95平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>都市計画区域 市街化区域 第一種低層住居専用地域(高さ制限10メートル) 屋根不燃区域(建築基準法第22条) 宅地造成等工事規制区域 建ぺい率 50% 容積率 100%</p>		
接道状況	公売財産は、北側で幅員約6.2メートルの舗装市道にほぼ等高に接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は間口約15.7メートル、奥行き約16.4メートルの略正方形の中間画地で、地勢は平坦ですが、南側が法面となっています。		
使用状況等	公売財産は、令和8年6月現在、使用されていません。		
特記事項	<p>公売財産1は、公売財産2の敷地として利用されています。 公売財産2の新築年月日は不明です。 公売財産2は固定資産税評価額が付されていないため、権利移転登記に伴い納付が必要な登録免許税の算定ができないことから、買受人は、権利移転に先立ち、広島市に固定資産税評価額の算定を依頼する必要があります。 公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>公売財産2については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、広島国税局が適格請求書を発行します。</p>		
住居表示等	広島県広島市安佐南区長楽寺三丁目11-27		
最寄駅等	広島高速交通アストラムライン「長楽寺」駅から北西方に道路距離で約600メートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。</p>		

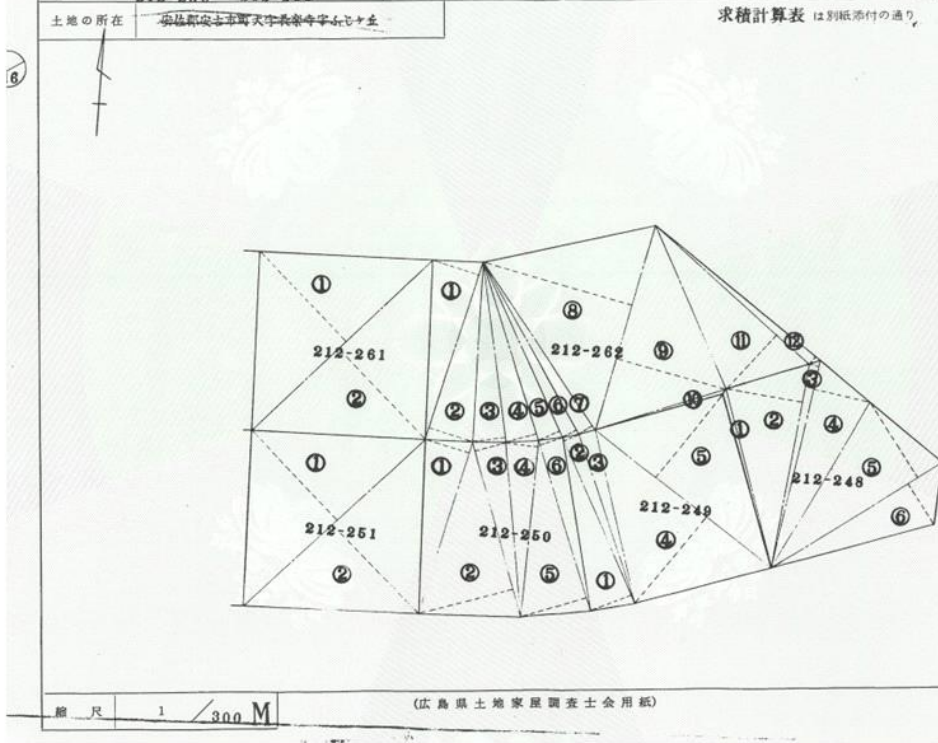
売却区分番号	広島局196-1		
見積価額	23,870,000円	公売保証金	2,400,000円
	<p>土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</p> <p>執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があるため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。</p> <p>土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。</p> <p>権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。</p>		
陳述書の提出	<p>不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります(ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買受申込者(その者が法人である場合には、その役員)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号(定義)に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」といいます。)であること</li> <li>・自己の計算において買受申込みをさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること</li> </ul> <p>なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。</p> <p>また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを併せて提出する必要があります。</p>		



【地積測量図】 三丁目037909

地積測量図

広島国税局公売財産



昭和47年10月24日  
作製年月日  
作製者  
申請人

【地積測量図】 三丁目037909

地積測量図

広島国税局公売財産

地番 212-248 212-250 212-261  
212-249 212-251 212-262  
土地の所在 安芸郡安芸市町大字長瀬寺字ふじヶ丘

212-248		212-249		212-250		212-251		212-262		212-261	
① 底	16.97	① 底	16.66	① 底	16.69	① 底	22.58	① 底	17.01	⑧ 底	19.43
垂	0.349	垂	3.940	垂	4.159	垂	11.361	垂	4.389	垂	13.999
積	5.92253	積	65.64040	積	69.41371	積	256.53138	積	74.65689	積	272.00057
② 底	18.97	② 底	16.66	② 底	16.78	② 底	22.58	② 底	17.01	⑨ 底	19.43
垂	6.9E1	垂	1.468	垂	8.892	垂	11.272	垂	4.144	垂	10.125
積	132.42957	積	24.45688	積	149.20776	積	254.52176	積	70.48944	積	196.72875
③ 底	19.53	③ 底	16.42	③ 底	16.78	合計	511.05314	③ 底	16.59	⑩ 底	12.23
垂	0.887	垂	1.498	垂	2.8E3	二除	255.52657	垂	2.969	垂	0.304
積	17.32311	積	24.59716	積	48.37674			積	49.25571	積	3.71792
④ 底	19.53	④ 底	20.25	④ 底	16.41			④ 底	17.04	⑪ 底	18.68
垂	5.332	垂	10.232	垂	2.943			垂	2.895	垂	6.708
積	104.13396	積	207.19800	積	48.29463			積	49.33080	積	125.30544
⑤ 底	18.38	⑤ 底	20.25	⑤ 底	16.41			⑤ 底	17.51	⑫ 底	19.19
垂	8.151	垂	9.730	垂	6.249			垂	2.126	垂	0.917
積	149.81538	積	197.03250	積	102.54609			積	37.22626	積	17.59723
⑥ 底	18.38	合計	518.92494	⑥ 底	16.41			⑥ 底	17.91	合計	947.90895
垂	4.453	二除	259.46247	垂	2.1E8			垂	1.428	二除	473.95447
積	81.84614			積	35.90508			積	25.57548		
合計	491.47069			合計	453.74401			⑦ 底	18.34		
二除	245.73534			二除	226.87200			垂	1.419		
								積	26.02446		

昭和47年10月24日  
作製年月日  
作製者  
申請人

売却区分番号

広島局196-1

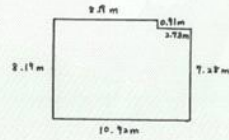
広島国税局公売財産

【建物図面】

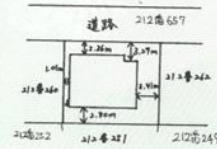
家屋番号 2/2番261-2

建物の所在 広島県広島市安佐南区長楽寺三丁目2番261

一階



床積算  
 $8.17 \times 0.91 = 7.982700$   
 $10.92 \times 7.28 = 79.97600$   
合計 86.9585  
床面積 86.95㎡



作成者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産



令和8年6月撮影

売却区分番号

広島局196-1

令和8年6月撮影

広島国税局公売財産



※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。  
※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。  
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和8年6月撮影

広島国税局公売財産



※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。  
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局196-1

令和8年6月撮影

広島国税局公売財産



※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

令和8年6月撮影

広島国税局公売財産



※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。  
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。